

令和元年度

『運輸安全マネジメントに関する取組について』

～さらなる輸送の安全に向けて～



令和2年6月

川崎市交通局

はじめに

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）において、運送事業者は「輸送の安全が最も重要であることを自覚」とされています。また、国の指針に基づく運輸安全マネジメントにより、経営トップから現場まで一体となって輸送安全性の向上に取り組むことが義務付けられています。

これらを受け、川崎市バスでは、平成 18 年 10 月に「川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程」を定め、その着実な推進により、安全な輸送サービスの確保に取り組んでいます。

本書は、道路運送法及び旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）に基づき、輸送の安全に関する基本方針、令和元年度に実施した輸送の安全に関する事項、令和 2 年度の目標と取組等についての情報を公表するものです。



市バスイメージキャラクター
「かわさきノルフィン」

目次

I	運輸安全マネジメントに関する体制	1
1	安全管理規程	
2	輸送の安全に関する基本的な方針	
3	輸送の安全に関する目標	
4	輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	
5	事故、災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統	
6	輸送の安全に関する重点施策	
7	安全統括管理者	
II	令和元年度の輸送の安全に関する事項	3
1	令和元年度の目標	
2	令和元年度の取組	
3	令和元年度の結果	
4	令和元年度の総括	
III	令和2年度の輸送の安全に関する事項	11
1	令和2年度の取組の実施に向けて	
2	令和2年度の目標	
3	令和2年度の取組	
	参考資料	17
1	川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程	
2	輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	
3	事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統	
4	一般貸切旅客自動車運送事業者安全情報報告	

I 運輸安全マネジメントに関する体制

1 安全管理規程

川崎市バスでは、道路運送法第 22 条の 2 の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とした「川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程」（以下「安全管理規程」という。）を制定しています。（17 ページ「参考資料 1」参照）

2 輸送の安全に関する基本的な方針

安全管理規程第 4 条の規定に基づき、市バス事業における輸送の安全に関する基本的な方針として、「川崎市交通局安全方針」を次のとおり定めています。

川崎市交通局安全方針

私たちは、どなたにも安心してご利用いただける市バスをめざして、次のことに取り組みます。

- 1 安全最優先を徹底します。
- 2 法令・規則等のルール、手順を確実に守ります。
- 3 安全を守るための取組について、絶えず見直しを行います。
- 4 情報を共有し、安全第一の職場を全職員で築きます。

平成 23 年 6 月 9 日最終改正

3 輸送の安全に関する目標

「安全方針」に基づき、事故件数その他具体的な指標を用いて輸送の安全に関する目標を設定し、その達成を目指すこととしています。

4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

輸送の安全を確保するための組織として、経営トップ、安全統括管理者、輸送安全推進責任者、輸送安全推進員等を構成員とした「川崎市バス輸送安全対策推進組織」を定めています。（21 ページ「参考資料 2」参照）

5 事故、災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統

自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）第 2 条に定める重大事故や災害等が発生した場合の速やかな伝達のため「事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統」を定めています。（22 ページ「参考資料 3」参照）

6 輸送の安全に関する重点施策

「安全方針」に基づき、輸送の安全に関する重点施策を次のとおり定めています。

- （1）輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令等に定められた事項を遵守すること。
- （2）輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- （3）輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- （4）輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達し、共有すること。
- （5）輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

7 安全統括管理者

運行管理業務を統括管理し、輸送の安全を確保するため、道路運送法第 22 条の 2 第 4 項の規定に基づき、自動車部長を安全統括管理者として選任しています。

Ⅱ 令和元年度の輸送の安全に関する事項

1 令和元年度の目標

輸送の安全の確保に向けた具体的な指標として、令和元年度は、走行距離 10 万 km 当たりの有責事故発生件数 0.28 件以下を目標とし、重大事故につながりかねない「自転車関係事故」の防止を「重点取組事項」として設定するとともに、平成 30 年度の結果において発生事故の多くを占める「静止物接触事故」及び「車内人身事故」について「形態別目標」を設定したうえで、取組を推進しました。

【有責事故発生件数に関する目標】

	目標
走行距離 10 万 km 当たりの有責事故発生件数	0.28 件以下

【重点取組事項・形態別目標】

		目標
重点取組事項	重大事故につながりかねない「自転車関係事故」の防止	—
形態別目標 (有責事故)	静止物接触事故	7 件以下
	車内人身事故	5 件以下

2 令和元年度の取組

(1) 安全最優先の徹底

①「安全方針」の周知徹底

- ・川崎市交通局安全方針の全職場での掲示
- ・研修等における説明、唱和など、あらゆる機会を通じて全職員に周知徹底

②コンプライアンス（法令遵守）の徹底

- ・酒気帯び出勤防止、シートベルト装着等の法令遵守について、点呼執行、研修、営業所掲示など、あらゆる機会を通じて全職員に徹底
- ・添乗観察、街頭指導等による運転手の法令遵守状況の確認・指導及び事故等の惹起者に対する個別指導教育の実施により、再発防止を徹底

(2) 効果的な事故防止対策の実施

①「重点取組事項・形態別目標」に基づく重点的対策の実施

- ・自転車関係事故の防止対策として、自転車の追越し回避の徹底や自転車の不測の行動を想定した運転に関する研修及び点呼時の周知を実施
- ・静止物接触事故防止対策として、実車を用いた内輪差に関する事故防止研修や主要バスターミナル等における街頭指導や早朝点呼による安全指導を実施
- ・車内人身事故防止対策として、発車時の動揺や急制動を体験する研修の実施や「注意喚起の車内アナウンス」の積極的活用や高齢のお客様への配慮、着座・つかまり確認を徹底するよう指導を実施

②添乗観察の実施

- ・民間委託と局職員による添乗観察を効果的に組み合わせて実施し、その結果に基づき運転手に対する指導教育を実施

実施内容	実施回数
民間委託による添乗観察	延べ1,224回（運転手1人当たり1回以上）
職員による添乗観察	延べ185回

③適性診断の活用

- ・一般適性診断、初任診断等の実施及び診断結果に基づく個別指導を実施

実施内容	実施人数
一般適性診断	133人
初任診断	6人
適齢診断	6人
特定診断	1人

④個別指導教育の実施

- ・事故、運行ミス、苦情惹起者に対し本局研修センターで個別指導を実施

実施内容	実施回数
安全運転指導教育（事故惹起者）	16回
特別指導教育（運行ミス惹起者）	6回
特別指導教育（苦情惹起者）	8回

⑤危機管理への対応

- ・宮前警察署との合同によるテロ対応訓練の実施（本局、鷲ヶ峰・菅生営業所が参加）
- ・川崎駅（東口、西口、ラゾーナ広場）におけるテロ対策巡回の実施（196回）
- ・EDSS（ドライバー異常時対応システム）の導入（23両）

⑥情報共有の推進

- ・「目標とする安全水準」、「重点取組事項」、「形態別目標」について、研修での資料配布・説明、営業所での掲示等により周知徹底
- ・事故発生時における事故速報の全営業所送付により、事故情報の共有を実施
- ・ヒヤリ・ハット情報の通年収集、ヒヤリ・ハットマップの作成等による運転手への周知
- ・ドライブレコーダー映像を活用した研修の実施等による事故情報、ヒヤリ・ハット情報の共有
- ・職長運転手を中心とした運転手グループ制による「職長会議」、「職長伝達」を活用し、運転手への情報伝達や意見収集を充実

⑦営業所の地域特性に応じた取組

- ・営業所事故防止委員会を中心として、各営業所で地域特性に応じた事故防止対策を実施

⑧交通安全運動の実施

- ・関係機関と連携した交通安全運動のほか局独自の取組を実施

実施運動名（連携団体等）	実施時期
春の全国交通安全運動（警察署・国土交通省）	5月11日～5月20日
秋の全国交通安全運動（警察署・国土交通省）	9月21日～9月30日
事業用自動車事故防止コンクール（神奈川県バス協会）	6月1日～8月31日
バス車内事故防止キャンペーン（神奈川県バス協会）	7月1日～7月31日
夏の交通事故防止運動（神奈川県交通安全対策協議会）	7月11日～7月20日
年末の交通事故防止運動（神奈川県交通安全対策協議会）	12月11日～12月20日
年末年始自動車輸送安全総点検（国土交通省）	12月10日～1月10日
6月無事故運動（川崎市交通局独自）	6月1日～6月10日
2月無事故運動（川崎市交通局独自）	2月1日～2月10日

⑨啓発活動の実施

- ・幼稚園、小学校、高等学校、警察署、区役所と連携し、市バス車両を使用した交通安全教室を実施（13回開催、受講者1,561人）
- ・啓発用パンフレットの市内小学校への配布
- ・高齢者向けバス安全乗り方パンフレットを作成し、老人いこいの家や老人福祉センターへ配布、交通安全に関する高齢者向け啓発DVDの作成

⑩LED 路肩灯の導入

- ・バス車両の後輪部の夜間視認性を高めるLED路肩灯を全車両に導入

（３）運行管理体制の充実・強化

①点呼の厳正実施の徹底

- ・運行管理者の育成・業務スキルの向上を目的とした運行管理者研修等を実施
- ・営業所職員の点呼の重要性の再認識及び適切で厳正な執行の確保に向けて、交通安全運動期間において安全統括管理者、局管理職等による早朝点呼等の立会いを実施

②輸送の安全に関する情報伝達の充実

- ・全営業所点呼場周辺に設置した、大型液晶モニター電子掲示板（デジタルサイネージ）に輸送の安全に関する多様な情報を掲出

（４）運行ミス防止の取組

- ・「基本動作の習慣化」や「発生の多い指定交差点での行き先アナウンス」など運行ミス防止対策について、点呼等により徹底

- ・交差点手前停留所や主要ターミナルにおける街頭指導の実施

※「基本動作」：車内放送・運行表・行先表示の確認。「指定交差点」（河原町交差点や犬蔵交差点など）：運行ミスが起こりやすい（市内19カ所）の交差点

- ・上平間営業所における運行ミスの急増を受け受託事業者に対し抜本的な対策を指示し、受託事業者において、「駅頭・分岐交差点での街頭指導（5月8日～5月30日）」、「運行ミス発生個所の運行表への注意喚起の表示」、「川71・川73・川74・川75系統の運行表の色分け」を実施

(5) 運転手等の人材育成の推進と組織の活性化

①輸送の安全に関する研修の実施

ア 運転手研修

- ・ドライブレコーダー映像の活用や実際の車両を用いて行う体験型の「事故防止研修」を実施
- ・運転手の安全・サービスへの意識向上に向けた「グループワーク研修」の実施
- ・教習所施設を使用した自転車の追い越し追い抜きやバスの特性を再認識させる内輪差やオーバーハングを取り入れた実技研修を「新任職長研修」などにおいて実施
- ・一部研修において経営トップによる、職長運転手としての心構えを指導

研修名		対象者／受講人数		実施時期
営業所研修	法令講習会	全運転手		5月、9月
	事故防止研修			6月、1～2月
	非常用具・車椅子等取扱講習			12月
	グループワーク研修			11～2月
階層別研修	運転手定期研修	正規職員運転手（5年周期毎）	36人	1～2月
	新規採用者等研修	新規採用運転手（正規/公募嘱託）	27人	採用時
	職長研修	全職長運転手		3月
	新任職長研修	新規昇任職長運転手	3人	昇任時
派遣研修	市民救命士研修	新規採用運転手・整備員（正規/公募嘱託）	—	分散実施
	エコドライブ指導者研修	職長運転手	3人	6月

イ 運行管理者等研修

- ・専門的な業務知識を要する運行管理者の計画的な育成や、職員の安全意識の向上を目的とした運行管理者研修を実施

研修名		対象者／受講人数		実施時期
階層別研修	運行管理者研修	営業所事務職（経験1,3,5年目）	3人	12月
	交通局初任者研修	交通局異動初年度職員	15人	4月、10月
派遣研修	運行管理者基礎講習	営業所新任の事務職員等	3人	分散実施
	運行管理者一般講習	営業所事務職員（隔年受講）	25人	分散実施
	運行管理者指導研修	営業所事務職員	3人	7月
	適性診断活用講座	営業所事務職員	3人	9月
	運輸安全マネジメント講習	本局担当職員	4人	分散実施

②職員のモチベーションの向上

- ・無事故表彰の実施

営業所別	100 日表彰	上平間	個人	30 年 表彰	5 人	25 年 表彰	4 人
	300 日表彰	菅 生		20 年 表彰	18 人	10 年 表彰	5 人

- ・職員表彰の実施

他の職員の模範となる安全等に係る取組を表彰し、表彰受賞歴等をバス車内名刺へ掲出

市長表彰	1 人	局長表彰	4 人	所属長表彰	5 人
------	-----	------	-----	-------	-----

- ・標語コンクールの実施

事故防止や接客サービスの意識の向上を図るため、「標語コンクール」を実施

テーマ	被表彰者
「交通法令遵守」	5 人
「接客・サービス向上」	5 人

- ・神奈川県バス協会標語コンクールの実施

テーマ	被表彰者
交通法令遵守	1 人

③職員の健康管理の徹底

- ・定期健康診断の実施（全職員）
- ・S A S（睡眠時無呼吸症候群）スクリーニング検査の計画的実施（107 人）
- ・インフルエンザ予防接種の助成を実施
- ・産業医及び保健相談員による保健指導を実施
- ・運転中の脳血管疾患の発症を予防し、疾病の早期発見、治療につなげるため、運転手を対象とした脳健診を実施（133 人）

（6）災害時等への対応

①災害時における対応体制の確保

- ・無線機や市バスナビなどの情報配信機器の操作訓練を実施
- ・台風第 15 号及び第 19 号における対応の振返りを実施
- ・訓練結果を踏まえ「川崎市交通局危機管理対応マニュアル」の見直しを実施

②バス非常時連絡体制の活用

- ・非常時連絡用無線機を活用して、運行指示や運行に係る情報収集を実施

（7）輸送の安全に関する実績額

- ・輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に実施

区 分	費 用
車両・車載器に関する購入・修繕費	1,216,913 千円
運行管理に関する費用	173,377 千円
適性診断・研修に関する費用	11,079 千円
健康診断に関する費用	11,868 千円
合 計	1,413,237 千円

(8) 運輸安全マネジメントの着実な推進

① マネジメントレビューの実施

- ・取組の進捗管理と継続的改善のため、マネジメントレビュー（輸送安全委員会）を計画的に実施（年4回）

② 情報共有の確保

- ・輸送の安全に関する情報の共有を図るため、経営トップである交通局長（2月）及び安全統括管理者（8月）と営業所職員代表との意見交換会を実施
- ・職員提案制度を活用した意見収集の実施

③ 内部監査の実施

- ・安全に係る取組について、安全統括管理者及び鷺ヶ峰営業所を対象とした内部監査を3月に実施

④ 貸切バス評価認定

- ・日本バス協会の「貸切バス事業者安全性評価認定制度」における、二ツ星の評価取得に向けた取組を実施（12月26日二ツ星評価認定取得）

3 令和元年度の結果

(1) 有責事故発生件数に関する目標及び発生件数

	目標	発生件数
走行距離 10 万 km 当たりの有責事故発生件数	0.28 件以下	0.28 件

〔走行距離 10 万 km 当たりの有責事故発生件数の推移〕

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
車両数	340 両	344 両	346 両	349 両	348 両
総走行距離	13,098 千 km	13,017 千 km	13,076 千 km	13,093 千 km	12,883 千 km
有責事故件数 (責任割合 1%以上)	25 件	49 件	50 件	36 件	36 件
走行距離 10 万 km 当 たりの有責 事故件数	川崎市 0.19 件	0.38 件	0.38 件	0.28 件	0.28 件
	大都市公営 事業者平均 0.74 件	0.71 件	0.69 件	0.77 件	—

※走行距離 10 万 km 当たりの事故発生件数 事故発生件数 ÷ 総走行距離 × 10 万 km

(2) 重点取組、形態別目標及び発生件数

		目標	発生件数
重点取組事項	重大事故につながりかねない 「自転車関係事故」の防止	—	3 件
形態別目標 (有責事故)	静止物接触事故	7 件以下	17 件
	車内人身事故	5 件以下	10 件

【事故件数の推移】

(単位：件)

事故種別	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	全体 件数	有責 事故	構成比 (有責)	全体 件数	有責 事故	構成比 (有責)	全体 件数	有責 事故	構成比 (有責)	全体 件数	有責 事故	構成比 (有責)	全体 件数	有責 事故	構成比 (有責)
静止物接触	5	5	20.0%	15	15	30.6%	16	16	32.0%	17	17	47.2%	17	17	47.2%
車内人身	2	1	4.0%	10	8	16.3%	23	16	32.0%	8	6	16.7%	14	10	27.8%
自転車関係	7	6	24.0%	6	5	10.2%	6	5	10.0%	4	2	5.5%	4	3	8.3%
通行人接触	4	3	12.0%	0	0	0.0%	1	1	2.0%	0	0	0.0%	2	2	5.6%
車両接触	37	10	40.0%	54	21	42.9%	46	12	24.0%	36	10	27.8%	43	3	8.3%
その他	0	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	0.0%	1	1	2.8%	1	1	2.8%
合計	55	25	100.0%	88	49	100.0%	92	50	100.0%	66	36	100.0%	81	36	100.0%

(3) 運行ミスの発生件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
運行ミス発生件数	27 件	18 件	20 件	18 件	17 件

(4) 自動車事故報告規則第 2 条に基づく国土交通省への報告

①事故報告件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
事故報告件数	5 件	7 件	3 件	3 件	0 件
内有責事故件数（責任割合 1%以上）	4 件	7 件	2 件	2 件	0 件

②車両路上故障報告件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
路上故障	30 件	28 件	27 件	27 件	22 件

※根拠規定 自動車事故報告規則第 2 条第 1 1 号：自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの

〔内訳〕

故障箇所	件数	故障箇所	件数	故障箇所	件数	故障箇所	件数
原動機	3 件	車体	1 件	電気装置	4 件	動力伝達装置	5 件
制動装置	1 件	シャシ補助	6 件	低公害装置	2 件	その他	0 件

4 令和元年度の総括

令和元年度については、運転技能・接遇コンクールなど台風等の影響で一部実施を見合わせたものもありますが、マネジメントレビューを年4回開催し適切に情報共有を行うとともに、その中で出された課題等に的確に対応しながら、安全輸送の徹底や人材育成の推進に取り組んだところです。

また、重点取組事項や形態別目標に沿って、研修項目を具体化、重点化し事故防止に取り組んでいましたが、上半期の終了時点で、運転手の安全確認が不十分であることに起因する事故が大半を占めていた状況から、危険を予測し、さらなる安全確認の徹底を図る取組として、実車により事故の発生しやすい状況を体験する研修を実施しました。

そうした中、輸送の安全に関する目標として設定した有責事故発生件数（走行距離 10 万 km 当たり 0.28 件）について、全体としては目標を達成しましたが、重点取組事項として設定した「自転車関係事故」の防止については、前年度に比べ増加し、形態別目標として設定した「静止物接触事故」及び「車内人身事故」についても、目標を上回る発生件数となりました。

今後も、実車を活用した体験型の研修を取り入れるとともに、研修の効果が定着するよう、運転手に対する日頃からの意識付けをより一層推進してまいります。

運行ミスについては、発生要因に応じた対策を実施してきましたが、管理委託営業所である上平間営業所において多く発生し、受託事業者による対策が実施された後も、特定の交差点で発生しましたことから、令和元年度は、「駅頭・分岐交差点での街頭指導」「運行ミス発生個所の運行表への注意喚起の表示」などを実施してきたところです。

今後も、継続している対策と並行し、受託事業者と連携した個別の対策を実施してまいります。

Ⅲ 令和２年度の輸送の安全に関する事項

１ 令和２年度の実施に向けて

安全な輸送サービスを第一の使命とし、お客様に信頼して御利用いただける市バスを目指していることから、輸送の安全に関する取組については、引き続き、確実に実施していかなければならないものと考えます。

中でも事故防止に関しては、形態別目標として設定していた「静止物接触事故」と「車内人身事故」の発生件数が、令和元年度の有責事故発生件数の過半数を占めていることから、これらを削減することが喫緊の課題と認識しています。

そのため、継続して実施が必要な取組はもちろんのこと、運転訓練車を活用した新たな実技研修を実施するなど、より効果的な研修を行うとともに、新たに設置した「指導・養成担当」による添乗指導により、研修効果の定着を図るなど安全確保に取り組んでまいります。

また、運行ミスについては、その多くが特定の交差点で発生しており、運行表の確認不十分や決められた行先アナウンスの未実施も見受けられたことから、引き続き「基本動作の習慣化」などの徹底を図るとともに、街頭指導を一層積極的に行うなど、削減に向けて取り組んでまいります。

今後とも、全職員が一体となって川崎市交通安全方針に掲げている「安全最優先」を徹底し、運輸安全マネジメントを着実に推進するとともに、市民やお客様への質の高いサービスの提供に努めてまいります。

２ 令和２年度の目標

輸送の安全に関する目標として、具体的に指標として設定している有責事故発生件数については、令和元年度は目標を達成したものの、厳しい走行環境の中で大きな減少には至らなかったことを踏まえ、引き続き、走行距離 10 万 km あたりの発生件数「0.28 件以下」を目標とします。

また、「静止物接触事故」と「車内人身事故」についても、令和元年度の有責事故発生件数の過半数を占めていることから、引き続き、形態別目標に設定するとともに、重大事故につながりかねない「自転車関係事故」の防止を重点取組事項として設定し、削減に取り組みます。

〔設 定 目 標〕

【有責事故発生件数に関する目標】

- ・ 走行距離 10 万 km 当たりの有責事故発生件数 0.28 件以下

【重点取組事項】

重大事故につながりかねない「自転車関係事故」の防止

【形態別目標】

静止物接触事故	7 件以下
車内人身事故	5 件以下

3 令和2年度取組

(1) 安全最優先の徹底

- ・交通局長や安全統括管理者など経営トップの主体的な取組の下で、引き続き、安全管理の基本理念を定めた川崎市交通局安全方針や、コンプライアンス（法令遵守）を全職員に徹底

(2) 効果的な事故防止対策の実施

【重点取組事項】

①自転車関係事故の防止

ア 運転手による対策

- ・自転車追い越し回避の徹底
- ・やむを得ない自転車追越し時における確実な安全確認の徹底
- ・自転車の不測の行動など危険を想定した運転の実施

イ 予防的対策

- ・主要駅自転車駐輪場への注意看板設置
- ・警察、学校等と連携した交通安全教室の開催
- ・区役所、地域と連携した交通安全運動の実施
- ・事故防止研修において自転車の追い越し追い抜かれ体験を実施
- ・運転訓練車により計測した各種データを実技研修・指導教育に活用（新規）

【形態別目標】

②静止物接触事故の防止

ア 運転手による対策

- ・バスターミナル内での慎重な運転の徹底
- ・停留所正着時の安全確認の徹底
- ・危険察知時の一旦停止による確実な安全確認の実施
- ・信号待ちや停留所での乗降扱時のパーキングブレーキ使用の徹底

イ 予防的対策

- ・道路走行環境の改善に向けた関係機関への要請
- ・実車を使用した体験型事故防止研修の実施

③車内人身事故の防止

ア 運転手による対策

- ・「着座・つかまり確認」の徹底
- ・「注意喚起の車内アナウンス」の積極的活用
- ・高齢のお客様等への十分な配慮

イ 予防的対策

- ・交通安全運動や街頭指導時における車内事故防止啓発ポケットティッシュ配布
- ・実車を使用した急制動等体験型事故防止研修の実施

【その他具体的取組】

④添乗観察の実施

- ・運転手の安全な運転操作や事故防止対策の実施状況を確認するため全運転手を対象とした添乗観察を計画的に実施
 - 民間委託による添乗観察（委託営業所を含む全運転手を対象に実施）
 - 交通局職員による添乗観察（主要駅バスターミナルでの街頭指導等と併せて実施）
- ・事故を未然に防止するため添乗観察の結果に基づく指導教育を実施

⑤適性診断の活用

- ・全運転手を対象とした一般適性診断（3年に1回程度実施）や新規採用運転手を対象とした初任診断等を継続して実施
- ・安全意識や技術の向上を図るため、診断結果を活用した個別指導を実施

⑥運転手への指導教育

- ・事故、酒気帯び出勤、運行ミス等の惹起者を対象に、再発防止に向け徹底した指導教育を実施

⑦危機管理への対応

- ・緊急の状況において、お客様の安全を確実に守るため、EDSS（ドライバー異常時対応システム）の新規購入車両への導入
- ・形態別の事故ケースを想定した重大事故通報訓練を実施
- ・主要駅においてテロ対策巡回を実施

⑧情報共有の推進

- ・事故の分析結果やヒヤリ・ハット情報、運転手の意見などを集約し、各営業所に発信するとともに、研修に活用するなど積極的な情報共有を推進

⑨営業所の地域特性に応じた取組

- ・営業所事故防止委員会等を活用して地域特性に即した効果的な事故防止対策を実施

⑩交通安全運動等の展開

- ・事故防止に向け、運転手の安全意識の向上を図るため、警察等の関係機関と連携した交通安全運動等を実施するとともに、交通局独自の「無事故運動」を年2回実施

実施運動名（連携団体等）
春の全国交通安全運動（警察署・国土交通省）
秋の全国交通安全運動（警察署・国土交通省）
事業用自動車事故防止コンクール（神奈川県バス協会）
バス車内事故防止キャンペーン（神奈川県バス協会）
夏の交通事故防止運動（神奈川県交通安全対策協議会）
年末の交通事故防止運動（神奈川県交通安全対策協議会）
年末年始自動車輸送安全総点検（国土交通省）
6月無事故運動（川崎市交通局独自）
2月無事故運動（川崎市交通局独自）

⑪啓発活動の実施

- ・幼稚園、小学校、高等学校、警察署、区役所等と連携し、市バス車両を使用した交通安全教室を実施
- ・小学校の交通安全教室で使用するパンフレットを市内小学校に配布
- ・交通安全に関する高齢者向け啓発パンフレット及びDVDを使用した教室等の実施
- ・車内事故防止啓発のための「ひと声運動」を毎月実施

(3) 運行管理体制の充実・強化

①点呼の厳正実施の徹底

- ・点呼執行の重要性や法制度、執行に当たっての心構え等について、運行管理者、運転手等に研修等の機会を通じ徹底し、点呼執行を適切かつ厳正に実施

②早朝点呼立会い

- ・交通安全運動期間中等に安全統括管理者と安全・サービス課職員により各営業所で実施

③輸送の安全に関する情報伝達の充実

- ・大型液晶モニター電子掲示板（デジタルサイネージ）の活用など、点呼執行時における輸送の安全に関する情報伝達の充実

④局管理職による点呼立会い

- ・営業所職員の点呼の重要性の再認識及び適切で厳正な執行の確保に向けて、局管理職による点呼等の立会いを実施

(4) 運行ミスの防止

①基本動作の徹底

- ・「基本動作の習慣化」や「発生の多い指定交差点での行き先アナウンス」の徹底に向けて研修・点呼・添乗により周知・指導

②運転手への注意喚起の徹底

- ・出庫口での運転手への呼びかけや掲示物による注意喚起を適宜実施

③添乗観察による指導

- ・運行ミス防止対策やアナウンスの徹底について添乗観察により確認、指導を実施

④経路誤り防止対策プロジェクトミーティングの実施

- ・各営業所の運行ミス防止対策の情報交換、協議等を実施するとともに運行ミス多発交差点における対策を検討・実施

⑤再発防止の取組

- ・発生箇所における営業所長等による街頭指導の実施

(5) 運転手等の人材育成の推進と組織の活性化

①職員のモチベーションの向上

- ・運転技能コンクール、運転手接遇コンクールの実施
- ・職員表彰の実施や表彰受賞歴等のバス車内名刺への掲出

②運転手の指導

- ・輸送の安全に関する研修や事故、運行ミス、苦情惹起者等に対する個別指導実施後における当該運転手に対するフォロー体制の強化（拡充）
- ・安全確保に関する予防等の観点から、対象となる運転手を抽出して、その運転手に合わせたカリキュラムを設定し、個別教育を行うなどの取組を実施（新規）

③職員の健康管理の徹底

- ・定期健康診断、産業医及び保健相談員による保健指導、S A S（睡眠時無呼吸症候群）スクリーニング検査並びに脳健診の実施
- ・インフルエンザ予防接種の助成を実施
- ・運転中の心臓疾患・大血管疾患の発症を予防し、疾病の早期発見・治療につなげるため、心臓疾患・大血管疾患検査を実施（新規）

④輸送の安全に関する研修の実施

- ・運転手や運行管理者を対象とした職員研修を計画的に実施

ア 運転手研修

研修名		対象者
営業所研修	法令講習会（春・秋）	全運転手
	事故防止研修	
	非常用具・車椅子等取扱講習	
	グループワーク研修	
階層別研修	運転手定期研修	正規職員運転手（5年周期毎）
	新規採用者等研修	新規採用運転手（正規/公募嘱託）
	新任職長研修	新規昇任職長運転手
派遣研修	市民救命士研修	新規採用運転手・整備員（正規/公募嘱託）
	エコドライブ指導者研修	職長運転手（3人程度）
	運転手実技研修	20人程度

イ 運行管理者等研修

研修名		対象者
階層別研修	運行管理者研修（初級、一般、上級）	営業所事務職（経験1、3、5年目）
	交通局初任者研修	交通局異動初年度職員
派遣研修	運行管理者基礎講習	営業所新任の事務職員等
	運行管理者一般講習	営業所事務職員（隔年受講）
	運行管理指導者研修	営業所事務職員（3人程度）
	適性診断活用講座	営業所事務職員（3人程度）
	運輸安全マネジメント講習	本局担当職員

(6) 災害時等への対応

①災害時等に備えた取組の推進

- ・地震、台風、大雪などの発生を想定した実践的な防災訓練の実施や、必要が生じた場合は「川崎市交通局危機管理対応マニュアル」の見直しを行うなど、災害時に備えた実効性のある取組を推進

②バス非常時連絡体制の活用

- ・全車両に配備した無線機を、災害時の必要な情報の収集や運転手への運行指示等に活用

(7) 運輸安全マネジメントの着実な推進

- ・国の指針に基づく、「運輸安全マネジメント」を着実に推進し、PDCAサイクルにより輸送安全性を継続的に向上

①マネジメントレビューの実施

- ・経営トップによるマネジメントレビュー（輸送安全委員会）を計画的に実施し、安全重点施策に基づく取組の進捗管理や安全管理体制の評価を行うとともに、レビューの結果に基づく見直しや改善を継続して実施

②情報共有の確保

- ・交通局長及び安全統括管理者と現場代表との意見交換会や、職員提案制度などの実施により、現場からの意見や情報を積極的に収集するなど、情報交換の円滑化を推進

③内部監査の実施

- ・交通局長又は安全統括管理者並びに営業所（1 か所）を対象とした内部監査を実施し、安全管理体制のチェックを継続して行い、監査結果に基づく安全管理体制の改善を実施

④貸切バス評価認定の取組

- ・お客様に安心して市バスを御利用いただけるよう、貸切バス事業者安全性評価認定三ツ星取得に向けた取組を推進
- ・貸切バス事業についても、関係法令に基づき、適切に情報を公表（23・24 ページ「参考資料 4」参照）

(8) 輸送の安全に関する予算等の計画

- ・輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に実施

区 分	費 用
車両・車載器に関する購入・修繕費	1,207,637 千円
運行管理に関する費用	101,717 千円
適性診断・研修に関する費用	15,908 千円
健康診断に関する費用	21,015 千円
合 計	1,346,277 千円

川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「運送法」という。）第 22 条の 2 及び旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号。以下「運輸規則」という。）の輸送の安全に関する規定並びに「旅客自動車運送に係る安全マネジメントに関する指針」（平成 18 年国土交通省告示第 1087 号。以下「運輸安全マネジメント指針」という。）に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、川崎市交通局の一般旅客自動車運送事業（以下「市バス事業」という。）に係る業務活動に適用する。

(用語の定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 経営トップ

交通局において、経営に関する最高意思決定を行うとともに、最終的な経営責任を負う交通局長及び川崎市バス事業経営戦略会議（平成 18 年 4 月 17 日設置）の構成員であって、職員に対する指揮及び管理を行うものをいう。

(2) 運輸安全マネジメント

市バス事業の運営において、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を、交通局長から事業に従業する全職員に浸透させ、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善（Plan Do Check Act）の一連の過程を定め、これを継続的に実施することにより、事業全体の輸送の安全の確保及びその安全性の向上を図る仕組みをいう。

(3) 輸送の安全に関する内部監査

安全統括管理者又は安全統括管理者の指名する実施責任者が、運輸安全マネジメントの適切な実施その他の輸送の安全の確保の状況について確認することをいう。

(4) 関係法令等

旅客自動車運送事業に係る輸送の安全に関する法令（運送法、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）等）及び告示並びにこの規程及び関係法令に基づいて交通局長が定めた川崎市交通局運転安全規範（昭和 26 年訓令第 13 号）、運行管理規程等を総称して「関係法令等」という。

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第 4 条 交通局長は、市バス事業における輸送の安全に関する基本的な方針を別に定め、市バス事業に従事する全職員に対して周知するものとする。

2 輸送の安全に関する基本的な方針には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 経営トップは、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、市バス事業において、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を全職員に徹底させるとともに、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすこと。
- (2) 運輸安全マネジメントを確実に実施し、全職員が一体となって輸送の安全の確保を図るとともに、絶えず輸送の安全性の向上に努めること。
- (3) 輸送の安全に関する情報を外部に対し積極的に公表すること。

3 輸送の安全に関する基本的な方針は、必要に応じて見直すものとする。

(輸送の安全に関する重点施策)

第 5 条 前条に規定する輸送の安全に関する方針に基づき、次の各号に掲げる重点施策を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令等に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達し、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第6条 第4条に掲げる輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、事故件数その他の具体的な指標を用いて輸送の安全に関する目標を設定するものとする。

2 目標の設定にあたっては、必要に応じ、市バス事業全体の目標に加え、営業所における目標を設定するものとする。

3 第1項の規定により設定した目標を達成した場合その他必要と認められる場合には、輸送の安全に関する目標を見直すものとする。

(輸送の安全に関する計画)

第7条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、前条に掲げる目標を達成するため、次の各号に掲げる事項を勘案して、輸送の安全に関する計画を作成するものとする。

- (1) 市バス事業における人材、車両、施設等の現状
 - (2) 過去の自動車事故の発生状況
 - (3) 乗務員の意見
- 2 前項各号に掲げる事項のほか、過去の計画の実施状況を踏まえ、必要に応じて同項の計画を見直すものとする。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(経営トップの責務)

第8条 交通局長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2 輸送の安全に関する経営トップの責務は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 運輸安全マネジメントのPDCAサイクルによる継続的な取組みを通じて、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切か否かを絶えず確認し、必要な改善を行うこと。
- (2) 輸送の安全の確保のための予算の確保、輸送安全管理体制の構築その他の必要な措置を講じること。
- (3) 運送法第22条の2第6項の規定に基づく輸送の安全の確保に関する安全統括管理者の意見を尊重すること。

(輸送の安全を確保するための局内の組織)

第9条 交通局長は、関係法令等に基づいて選任した安全統括管理者、運行管理者、整備管理者その他必要な責任者によって、輸送の安全の確保に関する責任ある組織体制を構築するものとする。

2 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、所属職員を指導及び監督するものとする。

3 職員は、第1項に定める者の指示を受けるほか、常に、安全性の向上に資する技能等を修得し、安全な運行等に努めるものとする。

4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合及び重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図によるものとする。

5 交通局に、運輸安全マネジメントを確実に実施するための輸送安全委員会を設置し、その組織及び運営について必要な事項は別に定める。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第10条 交通局長は、運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 交通局長は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務及び権限)

第11条 運輸規則第47条の4第2号ハに規定する安全統括管理者の責務及び権限に関する事項は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 全職員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
 - (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、職員に対し周知を図ること。
 - (5) 輸送の安全に関する内部監査を実施し、交通局長に報告すること。
 - (6) 経営トップに対し、輸送の安全の確保に関する必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
 - (7) 運行管理及び整備管理が適正に行われるよう、運行管理者及び整備管理者を統括管理すること。
 - (8) 輸送の安全を確保するため、職員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
 - (9) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。
- 2 安全統括管理者が不在の場合には、前項に規定する職務を自動車部安全・サービス課長が代理するものとする。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(運輸安全マネジメントの適確な実施)

第12条 第7条の規定に基づいて作成した輸送の安全に関する計画は、運輸安全マネジメントのPDCAサイクルによる一連の過程に従い円滑に進め、着実かつ適確に実施するものとする。

2 前項に規定する計画の輸送の安全に係る関係法令等の遵守に関する事項のうち、飲酒運転の撲滅に係る事項は「飲酒運転防止対策マニュアル」(平成14年10月10日付け社団法人日本バス協会策定)に基づいて確実な対応を図るものとする。

3 輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に行うものとする。

4 運送法第35条の規定により営業所を管理委託する場合における運輸安全マネジメントの適確な実施について、交通局と受託事業者は緊密に連携し、輸送の安全性の向上に努めるものとする。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第13条 輸送の安全に関する情報について、経営トップと職員との間における双方向の意思疎通が十分に行われるように意見交換その他の適切な方法により、適時適切に、その内容が局内全体に伝達され、かつ、共有されるようにするものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に配慮するものとする。

(1) 職員が経営トップに対して直接報告可能な手段を確保すること、又は輸送の安全に関する情報を報告した者について、不利益な取扱いをしない等の環境を整えること。

(2) 職員が輸送の安全を阻害する事態を発見した場合には、直ちに、関係者においてその情報が共有されるとともに、速やかに適切な対処策を講じること。

2 輸送の安全に関する情報には、運行路線における事故多発地点等の危険箇所及びヒヤリ・ハットに関する情報、輸送安全機器の活用等事故防止に関する効果的な事例に関する情報等が含まれるものとする。

(事故、災害等に関する報告連絡体制等)

第14条 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条各号に定める事故、若しくは災害等(輸送の安全を確保するための情報で、車両の不具合、事故等につながるおそれのある潜在的な輸送安全上の課題に関するリスク情報等を含む。)が発生した場合は、速やかに、別に定める報告連絡体制により局内、関係行政機関、事業者等に伝達されるように努めるものとする。

2 事故、災害等(以下「事故等」という。)が発生した場合の報告すべき内容は、発生日時、天候、発生場所、事故当時の状況、事故の原因その他の事故等に関する必要な事項とする。

3 交通局全体で対応するような程度若しくは規模の重大な事故等(バスジャック、テロ等の発生により、通常の対応措置では対処できない事故等)が発生した場合に備え、必要に応じて、第1項で定めた要員の責任、権限等を超えて適切かつ柔軟に必要な措置を講じることができるように、その責任者を定め、事故等の応急措置及び復旧措置の実施、事故等の原因、被害等に関する調査、分析等に係る責任、権限等必要な事項を明らかにしておくものとする。この場合において、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 「バスジャック対応マニュアル」(平成13年7月26日付け13川交営第525号)及び公共交通機関等におけるテロ対策の点検及び確認について、緊急時の安全対策の徹底を図るため、関係行政機関、事業者等と緊密な連携を図るとともに、職員に対して周知徹底を図るようにすること。

(2) 通常の対応措置では対処できない事故等を対象としていることを勘案し、責任、権限等の具体的な決定や適用にあたっては、いたずらに複雑かつ緻密な手順とならないようにすること。

(3) 必要な措置を実効的なものとするため、必要に応じ、訓練を計画すること若しくはバス協会等が主催する訓練に参加すること。

(4) 重大な事故等の発生時には、事故等発生速報を関係する要員に伝達するとともに、適宜、事故等の原因、被害等に関する調査及び分析並びに再発防止策等への取組みについて、組織的に迅速かつ適確な対応を

図るようにすること。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第15条 第6条に規定する輸送の安全に関する目標を達成するため、運輸安全マネジメントにおいて必要となる人材の育成のための教育及び研修は、「旅客自動車運送事業者が、事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)及び「旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じる措置」(平成18年国土交通省告示第1088号)に基づいて、具体的な計画を作成し着実に実施するものとする。

(輸送の安全に関する内部監査)

第16条 運輸安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも年1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施するものとし、この計画及び監査の対象項目、着眼点、報告書等の事務処理要領は別に定めるものとする。

- 2 重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施するものとする。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第17条 輸送の安全に関して、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条に規定する内部監査の結果、改善すべき事項があった場合又は輸送の安全のために必要と認める場合には、そのために必要な改善に関する方策を検討し、その結果を踏まえ、是正措置又は予防措置を講じるものとする。

- 2 旅客運送事業者に対する行政処分等の基準(平成14年1月17日付け国自総第412号国土交通省自動車局長通達等)の通則に規定する法令違反(輸送の安全に関する違反により重大事故を引き起こした場合における当該事故を含む。)で、悪質と認められる場合(「違反事実若しくはこれを証するものを隠蔽し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合」、「違反事実又はこれに伴い引き起こした事故が社会的影響のある事項である場合」をいう。)に該当する事由で処分を受けたときは、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じるものとする。

(輸送の安全に関する情報の公表)

第18条 運輸規則第47条の7第1項の規定に基づいて定められた「旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に関する事項」(平成18年9月19日国土交通省告示第1089号)について、毎事業年度の経過後100日以内に、外部に対し公表する。

- 2 運送法第27条第2項、第31条又は40条の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する情報の記録の管理等)

第19条 この規程は、市バス事業における業務の実態に応じ、定期的に若しくは適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正事項又は予防措置を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は、川崎市交通局公文書取扱規程(昭和36年交通局規程第4号)に定めるところによる。

(施行の細則)

第20条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、交通局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

川崎市バス輸送安全対策推進組織



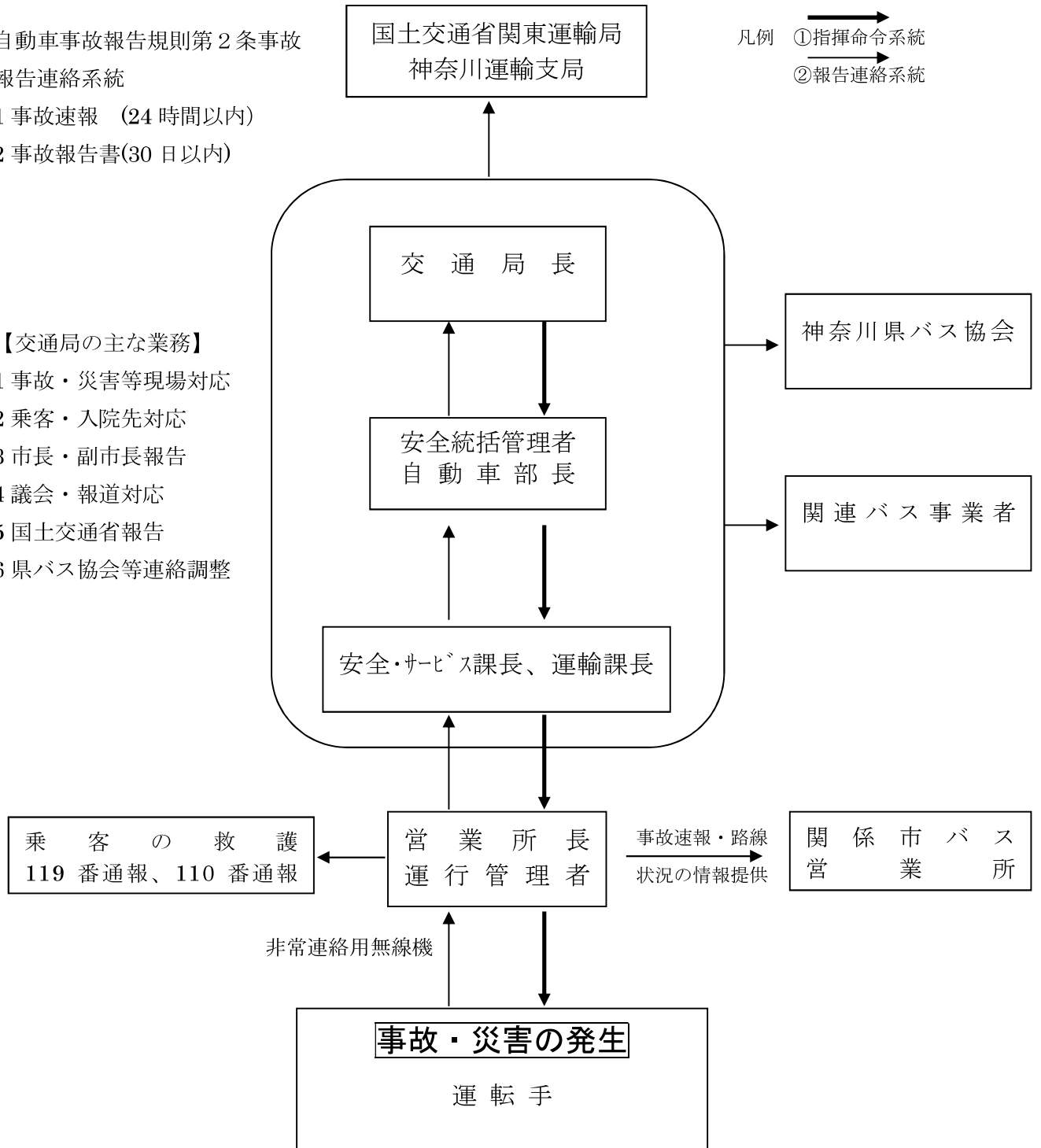
事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統

自動車事故報告規則第2条事故
報告連絡系統

- 1 事故速報 (24 時間以内)
- 2 事故報告書(30 日以内)

【交通局の主な業務】

- 1 事故・災害等現場対応
- 2 乗客・入院先対応
- 3 市長・副市長報告
- 4 議会・報道対応
- 5 国土交通省報告
- 6 県バス協会等連絡調整



【事故、災害等発生時の連絡方法】

営業所は、交通局本局の勤務時間内のときは自動車部安全・サービス課に、勤務時間外・休祭日のときは、緊急連絡網により本局担当者の自宅又は携帯電話により報告する。

【大規模な事故、災害等発生時の場合】

バスジャック対応マニュアルに記載する緊急対策本部に準じた方式で組織編制する。

『運輸安全マネジメントに関する取組について』

一般貸切旅客自動車運送事業に係る安全情報について

主たる事務所住所 神奈川県川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階

事業者名 川崎市交通局

代表者氏名・役職 篠原 秀夫・交通局長（令和2年4月1日現在）

事業許可 平成16年関自旅一第1287号

営業区域：神奈川県

届出運賃・料金種別 時間・キロ併用制運賃

担当者 牛島 祐一

連絡先 044-200-3234

加盟バス協会 神奈川県バス協会

○営業所名・住所

名称	住所	自動車庫箇所数	休憩・仮眠施設箇所数
塩浜営業所	神奈川県川崎市川崎区塩浜2丁目2番1号	1箇所	1箇所
鷺ヶ峰営業所	神奈川県川崎市宮前区菅生ヶ丘41番地1号	1箇所	1箇所
菅生営業所	神奈川県川崎市宮前区犬蔵3丁目5番1号	1箇所	1箇所

○保有車両に関する情報（令和2年3月31日現在）

	車両数 (両)	年式（年）		ドライブレコーダー搭載 車両導入台数 (台)	デジタル式運行記録計搭載 車両導入台数 (台)	ASV搭載 車両導入台数 (台)	主な運行の態様
		最古	最新				
大型	3	平成19年式	平成23年式	3	0	0	学校・企業等送迎・行事輸送
中型	2	平成15年式	平成26年式	2	0	0	学校・企業等送迎・行事輸送
小型	0						
平均車齢	大型	9年					
	中型	12年					
	小型						
任意保険等の加入状況（補償額）			対人保険	無制限		対物保険	500万

○人員体制に関する情報（令和2年3月31日現在）

運転手	正規（人）	嘱託（人）	派遣（人）	その他（人）	合計（人）
	346	60			406
	社会保険等 加入者（人）	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険
		406	403	406	83
運行管理者（人）	44				
整備管理者（人）	24				

○事故件数（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

	管轄区域内
死亡事故件数（件）	0
重症事故件数（件）	0
軽症事故件数（件）	0
物損事故件数（件）	0
事故報告書提出件数（件）	0
健康起因事故件数（件）	0
（参考）総走行キロ（km）	50,646

『運輸安全マネジメントに関する取組について』

○郵送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制

運転手からの報告方法	車載無線機
業務の実施体制の適否	○

○輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況

	年間実施回数
運転手研修	12回
運行管理者研修	1回
整備管理者研修	1回

○輸送の安全にかかわる内部監査

	実施の有無	実施回数	対象者
内部監査	有	2回	安全統括管理者 鷲ヶ峰営業所

監査結果	指摘有無	指摘措置
安全統括管理者	無	—
鷲ヶ峰営業所	無	—

○外部機関による安全性チェックの活用状況に係る情報

貸切バス事業者安全性評価認定	二ツ星
地方バス協会による適正化コンサルティング（直近3年間）	○
民間認定機関における運輸安全マネジメント評価（直近3年間）	×
民間認定機関における運輸安全マネジメント認定セミナー（直近3年間）	○

○運輸安全マネジメントに関する情報

安全管理規定の届出年月日	平成18年12月26日
安全統括管理者氏名・役職	斎藤禎尚・交通局自動車部長
安全統括管理者選任年月日	平成31年4月1日
安全方針の作成及び公表	有
安全目標の作成及び公表	有
輸送の安全に関する基本的な方針	1ページ参照
輸送の安全に関する目標	3ページ参照
安全管理規定の制定及び国への届出	有